

**不正受検とリコールの発見で4件5人を表彰しました**  
- 平成17年度業績の理事長表彰 -

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成18年7月1日に設立4周年を迎えるに際し、この1年間に業務に多大な功績があったとして、不正受検の発見2件、リコールの発見2件の功績事案計4件について、関東、中部、近畿、九州各検査部の職員5名を橋口理事長が表彰しました。

これらの案件は、日常の検査業務の中で、職員が強い責任感を持ち、細心の注意を払いながら検査に当たった結果であり、職員の報告が直接の契機となつて、リコールの実施や不正受検の刑事告訴に至ったものです。

4案件の個別の具体的内容は、次のとおりです。

1. リコールの発見（その1） 近畿検査部和泉事務所  
平成16年6月の継続検査において、自動車検査官は、フロントホイール等の回転部分の突出の有無を検査したところ、ホイールキャップとナットキャップが車体より突出して基準に不適合であることを確認した。他の同型車も同様であったため、車両不具合情報として本部に連絡した。これを契機に、17年9月、リコールが届出された。
2. リコールの発見（その2） 九州検査部筑豊事務所  
平成17年4月の継続検査において、自動車検査官は、車幅灯を点灯中に方向指示器と非常点滅表示灯を操作すると、車幅灯が消灯しないため、基準に定められた点滅式とはならず増減式となることを確認した。別の自動車検査官が自動車メーカーに照会したところ、この状態で国から型式指定を得ているとの回答であったので、車両不具合情報として本部に報告した。その後の調査の結果、当該灯火器は型式指定を得たものと異なっており、また、メーカーの製造過程に問題があることが判明した。これを契機に、17年12月、リコールが届出された。
3. 不正受検の発見（その1） 関東検査部検査課  
平成17年8月の新規検査において、自動車検査官は、全て同一仕様として申請された大型観光バス10台のうち、1台にプロペラシャフトのバランスウイエットが取り付けられていなかったため、バランスウイエットを一時的に取り外して受検したものと判断し、上司に報告した。これを契機に国土交通省の調査が開始され、警察への告発に至った。

#### 4. 不正受検の発見（その2） 中部検査部岐阜事務所

平成17年11月の新規検査の終了後において、自動車検査官補は、自動車検査票の整理をしている中で、本人が検査した覚えがない再検箇所には本人の検査官印が押印された検査票を発見した。印影は、検査官印と相違があり、偽造が疑われたため、使用中止としていたところ、同月中に、同じ受検者が再検査となった際、使用中止の検査官印に似た印影が押印された検査票を発見したため、受検者の身柄を確保して警察に通報し、警察への告発に至った。

##### お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル  
自動車検査法人本部 総務部人事課 平山、増田  
電話 03-5363-3441 (代表)  
03-5363-3442 (直通)